

公募等プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領

平成20年4月1日から施行する。
平成24年5月17日から施行する。
平成26年1月6日から施行する。

平成26年1月6日

沖縄県農林水産部

公募等プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領

農企第 9 号

制定 平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県農林水産部が発注する建設コンサルタント業務等に係る公募等プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続に関し、必要な事項を定める。

ここで、プロポーザル方式とは、参加表明等の手続を経、かつ業務に照応する技術力をもった技術者並びに会社であると認められたものが、一定の書式に具体的な取組方法等を記述提案し、この提案を審査及び評価し契約相手方を決定する方法をいう。

(対象業務)

第2条 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、農林水産部長、担当課長、関係機関の長〔以下「農林水産部長等」という。〕が必要と認める業務で、下記に該当する業務とする。

ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、この要綱の対象としない。

- (1) 社会、環境、施策、実施手法等総合的な視点からの検討が必要で、高度な専門的知識に加え、創意工夫に基づく幅広い構想力・応用力が求められる業務
- (2) 業務の実施にあたって、当該分野における高度な専門知識、専門技術、業務経験等を特に必要とする業務
- (3) 非定型的な業務で、業務成果に対する新規性やアイデア・センスが求められる業務

(提案種別によるプロポーザル方式の種類)

第3条 提案種別によるプロポーザル方式の種類は、下記のとおりとする。

(1) 技術提案型

発注者が技術提案を求める調査、検討及び設計業務(以下、設計等業務)において、発注者の提示する条件(仕様書、期間、費用、成果等)の範囲内で、具体的な取組方法等について求めるものである。

(2) 企画提案型

発注者が企画提案を求める調査、検討業務において、具体的な取組方法(仕様書、期間、費用、成果等)を求めるものである。

(手続き区分によるプロポーザルの方式の種類)

第4条 手続き区分によるプロポーザル方式の種類は下記のとおりとする。

(1) 公募型プロポーザル方式

WTO「政府調達に関する協定」の対象となる地方公共団体における適用基準額以上の発注に係る委託業務

(2)簡易公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式以外の公募によるプロポーザル方式委託業務

(3)標準型プロポーザル方式

委託業務に関する建設コンサルタント等の業績等の判定が可能である場合、これらの建設コンサルタント等から発注者が数社選定・指名し提案を募る方式。

(参加資格要件)

第5条 提案書等提出者の参加資格要件(以下「参加資格要件」という。)については、以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 沖縄県の「〇〇・〇〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録され、対象業務に対応する登録部門があること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、上記(2)の再認定を受けた者を除く。
- (4) 技術等提案書提出意志表明書(以下「参加表明書」という。)の提出期限日から開札の日までの期間に、沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに順ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に、本店(、支店又は営業所)があること。
【※技術者のみに業務実績を求める場合は削除】
- (8) 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- (9) 当該業務の見積り金額が契約限度額内であること。
- (10) 過去数年間において対象業務の同種または類似業務の実績を数件以上有すること。
- (11) 技術士法に基づく技術士の資格を有する者、RCCM(〇〇部門)の資格を有する者、又は農業土木技術管理士、その他同等以上の資格を有する者で、過去において対象業務の同種または類似業務の実績を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。
- (12) その他、実施する事業で必要な資格要件をみたす者。

(選定通知)

第6条

農林水産部長等は、公募等により提案書等提出意思表示があった者を審査し、その結果、参加資格要件を満たした者に対し選定された旨、通知するものとする。

(業務説明書への記載事項)

第7条 提案書等を作成するための説明書(以下「業務説明書」という。)には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 業務概要
- (2) 参加資格
- (3) 技術提案書の提案者の特定に関する事項
- (4) 提案書等を特定するための評価基準(以下評価基準という。)
- (5) 提案書等のヒアリングに関する事項(ヒアリングを実施する場合に限る)
- (6) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限
- (7) 業務説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法及び回答手続
- (8) 第11条に規定する非特定理由に関する事項
- (9) 提案書等の作成様式及び記載上の留意事項
- (10) その他、必要と認める事項

(評価基準)

第8条 技術又は企画提案書の評価基準は別に定める「技術等提案書評価基準」による。

(委員会等による審議)

第9条 プロポーザル方式を採用するにあたっては、次の各号に掲げる事項について「公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書提出者の参加資格審査委員会(以下「委員会」という。)」及び「公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書審査会(以下「審査会」という。)」の審議に付さなければならない。

- (1) 委員会による審議事項
 - ア 提案書等提出者の参加資格要件の設定
 - イ 評価基準の設定
 - ウ 技術等提案書を評価する審査委員の選定
 - エ 非選定通知に対し再度その理由を求められた場合の回答
 - オ その他、委員会が必要と認める事項
- (2) 審査会による審議事項
 - ア 提案書等の評価
 - イ その他、審査会が必要と認める事項

(建設コンサルタント等の特定)

第10条 農林水産部長等は、提出された提案書等について、審査会の評価をもとに、最適な者を特定する。

2 農林水産部長等は、前項により特定した提案書等の提出者(以下「特定した者」という。)に対し、特定した旨の通知を行う。

(非特定理由の説明)

第11条 農林水産部長等は、提案書等を提出した者のうち特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により農林水産部長等に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

3 農林水産部長等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。

4 第1項の通知に記載した特定理由には、評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかについて明記するものとし、第2項の規定についても明記するものとする。

5 第3項の規定については、業務説明書に明記するものとする。

6 第1項の非特定理由の通知は、第10条第2項の特定の通知と同時に行う。

7 農林水産部長等は、第3項に規定する回答の内容について事前に委員会の審議に付するものとする。

8 第2項及び第3項に規定する期間の算定にあたっては、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する 条例(昭和47年5月15日 条例第43号)に規定する県の休日を含めないものとする。

(契約)

第12条 農林水産部長等は、特定した者と協議を行い、随意契約の手続を行うこととする。

(実施上の留意事項)

第13条 前条までのほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 提案書等提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、提案書等にその旨を明記させる。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案書等提出者の負担とする。
- (3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、提案書等提出者に無断で使用しない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とし、虚偽の記載をした者に対して、沖縄県農林水産部工事請負入札に係る指名停止等の措置及び指名停止

審査会に関する要領(準用)に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 前各号に掲げる事項は、業務説明書において明記する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、その他必要事項については別途定める。

付則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

付則 この要領は、平成26年1月6日から施行する。